



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

平成28年5月25日

ガス事業法第37条の7第1項において準用する 同法第17条第1項の規定による 供給約款の変更の認可について

内閣府沖縄総合事務局から、宜野湾ガス株式会社(法人番号 9360001008741)によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定による供給約款変更の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り内閣府沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
府 経 政 策 第 77 号
平 成 28 年 5 月 25 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定による供給約款の変更の認可について（回答）

平成28年5月17日付け府経石ガ第75号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第17条第1項の規定による供給約款の変更の認可の申請については、認可することに異存はありません。